

八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市において、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定にあたり、市民の視点及び有識者の専門的な視点からの意見を求めるため、八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、以下の事項について、意見を述べるものとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び推進のために必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 2人以内
- (2) 地方版総合戦略策定に関し、優れた識見を有する者 9人以内
- (3) 市職員 1人

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 座長は、専門性や議題との関連性から必要な意見を得ることを目的として、委員以外の者を懇談会に出席させることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 懇談会の庶務は、総務企画部総合企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月18日から施行する。